



リンク	TOP	MPD
S・A	6	6

権限の委任・代理、事務の専決・代決

行政機関の意思決定

行政機関(行政庁)の意思決定は、法律によってその権限を与えられている行政機関(行政庁)が、決定した意思を**対外的に表示**することによって行われる。

一般的には、下位の者が案を作成し、**行政庁**の地位にある個人(大臣、知事、市町村長等)がそれを決裁することによって行われる。合議制の機関の場合には、構成員の合議によって行われる。

行政庁

① 意義

行政機関として**意思を決定する**権限を有する機関をいい、行政庁に当たる官職(ポスト)は、**法律**や**条例**に定められている。多くの場合、組織体である行政機関の長(各省大臣、知事等)が行政庁となっている。

行政庁の種別と具体例

- **独任制**：構成が1人による場合(各省大臣、知事、市町村長、警察署長等)
行政庁の多くは**独任制**である。その官職にある者の意思が行政庁の意思となり、意思決定は**迅速**で**責任の所在**が明確である。
- **合議制**：構成が2人以上による場合(公安委員会、教育委員会等)
利害調整を図る分野、**政治的中立性**の確保が求められる分野、更には、**専門的技術的知識**が要求される分野に多く見られる。委員会の場合、所定の方式により形成された委員会としての意見(複数者の意見が交換され討議された結果)が、行政庁の意思となる。



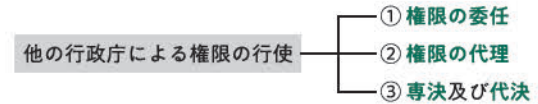
知っ得メモ

権限行使からみた警察における行政機関の種類と具体例

- 行政庁——都道府県公安委員会、警察本部長、警察署長
- 参与・諮問機関——警察署協議会、情報公開・個人情報保護審査会
- 補助機関——警察本部の各部長・課長、警察署長

② 行政庁の権限

- (1) **法律**上行うことができる行為の範囲をいい、**管轄**や**職権**といわれる場合もある。
- (2) 権限の行使は、原則として、**その行政庁**が行わなければならない、**他の行政庁**がこれに代わって行うことはできない。
例) 運転免許証を与えることは**都道府県公安委員会**の権限であるから、警察署長が与えることはできず、仮に警察署長の名で与えても**無効**である。
- (3) 大量に行われる行政について、その事務量の膨大さや、**行政庁**の官職にある者の不測の事故等に備え、**他の官職にある者に行政庁**の権限を行使させることができる。

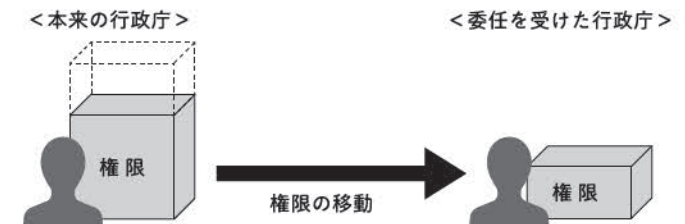


他の行政庁による権限の行使

① 権限の委任

(1) 意義

行政庁が**自らに与えられた**権限を他の行政庁に**委譲**して行わせることをいう。法律に定められた権限行使の主体の変更を伴うため、**法律の根拠**が必要となる。



(2) 権限

- 本来の行政庁は、その範囲で権限を**失**い、委任を受けた行政庁が、自らの**名前と責任**においてその権限を行使する。
- 本来の行政庁は、委任相手が自らの下級機関である場合は、上級機関としての立場から**指揮監督**ができ、また、委任した後に、必要な場合はその委任を**解除**して自らの権限とすることも可能である。
- 権限の**全部**又は**大部分**を**委任**することは、法の趣旨に反し許されない(地自法153条)。



マンガでTRY 法学論文 刑法



TOPの論文 4、TOP・MPDの論文 3 とリンク！

緊急避難

甲が狭い山道を運転している際、道路の左側にある崖が崩れ、大きな石が転がり落ちてきた。甲はこれを回避するため、とっさにハンドルを右に切ったが、その結果、歩道を歩いていた通行人Aに衝突し、同人に重傷を負わせてしまった。なお、当時の状況では、他に大きな石を避ける方法はなかった。



問 この場合における甲の刑責について述べなさい。

解答・解説は次ページで ➡